

平成30年度 第3回 広島市病院事業地方独立行政法人評価委員会 審議事項についての説明資料

審議事項 地方独立行政法人広島市立病院機構中期計画の変更に係る認可について

- 地方独立行政法人は、地方独立行政法人法（以下「法」という。）第26条第1項の規定に基づき、中期計画を変更しようとするときは、設立団体の長から中期計画の変更に係る認可を受ける必要があります。
- 広島市病院事業地方独立行政法人評価委員会（以下「評価委員会」という。）は、中期計画の変更に係る認可の際には、広島市病院事業地方独立行政法人評価委員会条例第2条第1号の規定に基づき、意見を述べることになっています。
- 市長は、平成30年12月26日付けで地方独立行政法人広島市立病院機構（以下「法人」という。）から、中期計画の変更に係る認可申請を受理しました。
- 評価委員会は、この認可申請を受理した市長から、平成31年1月7日付けでその認可に当たっての意見を求められました。
- 今回の審議は、法人の中期計画変更の認可に係る市長への意見提出についての審議を行います。

〔参考〕フロー図

